

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月14日

【四半期会計期間】 第9期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 イー・ギャランティ株式会社

【英訳名】 e Guarantee, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江藤公則

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-5447-3577(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 馬場豊吉

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-5447-3577(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 馬場豊吉

【縦覧に供する場所】 イー・ギャランティ株式会社 大阪支店
(大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号)
イー・ギャランティ株式会社 九州支店
(福岡市博多区博多駅前四丁目1番1号)
株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

四半期連結経営指標等

回次	第9期 第2四半期連結 累計期間	第9期 第2四半期連結 会計期間	第8期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (千円)	1,230,429	663,175	
経常利益 (千円)	223,203	135,636	
四半期(当期)純利益 (千円)	126,514	77,451	
純資産額 (千円)		2,109,580	
総資産額 (千円)		3,763,899	
1株当たり純資産額 (円)		84,870.77	
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	6,263.11	3,834.22	
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	6,243.28	3,831.78	
自己資本比率 (%)		45.5	
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	229,104		
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,649,477		
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	389,000		
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)		1,034,755	
従業員数 (名)		74	

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第9期第2四半期より(四半期)連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当社グループは、当第2四半期連結会計期間において匿名組合出資によりクレジット・クリエイション1号匿名組合を関係会社（連結子会社）といたしました。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金又は出資金（千円）	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合（%）	関係内容
（連結子会社） クレジット・クリエイション1号匿名組合 (注) 1, 2	東京都 千代田区	800,000	信用保証事業 (企業の信用リスクへの投資)	-	当社より匿名組合出資を受け入れております。 当社が引受けた信用リスクへの投資を行っております。

(注) 1 特定子会社であります。

2 当該匿名組合は、クレジット・クリエイション1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が51%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(企業会計基準委員会実務対応報告第20号 平成18年9月8日)」を適用し、子会社としております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	74
---------	----

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	74
---------	----

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を商品別に示すと、次のとおりであります。

商品別	サービス名		金額(千円)
事業法人向け保証サービス	包括保証	売上高課金方式	143,700
		限度額課金方式	346,087
	個別保証		138,121
	小計		627,909
金融法人向け保証サービス	-		35,266
合計	-		663,175

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれてありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間における、経営上の重要な契約等は次のとおりであります。

当社は、平成20年5月27日開催の取締役会において、クレジット・クリエイション1号合同会社を営業者とする匿名組合への出資を決議し、平成20年8月25日に匿名組合出資契約を締結いたしました。
その主な内容は次のとおりであります。

(1)匿名組合出資の目的

当該匿名組合は信用リスクへの投資を目的として組成されたものであり、当社は、匿名組合出資を行う企業を広く募り、受託した信用リスクの一部について投資商品としての性格を高めることで、従来の金融機関に限らず流動化先を幅広く確保し、流動化手法を多様化すること、匿名組合出資を通じて、実質的に信用リスクの一部を当社で引受けすることを目的として、当該匿名組合に出資しております。

(2)匿名組合の概要

営業者	クレジット・クリエイション1号合同会社
組成年月	平成20年8月25日
事業の内容	企業の信用リスクへの投資（クレジット・デリバティブの取得、運用及び処分等）
匿名組合出資の総額	800,000千円

(3)匿名組合出資の概要

当社の出資額	410,000千円
当社の出資割合	51%
出資年月	平成20年8月27日

(4)資金調達の方法

手元資金によります。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1)経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国発のサブプライムローン問題に端を発する世界的な景気後退懸念の拡大や、株式市場の低迷を始めとする金融不安の高まり等により、更に先行き不透明な状況となりました。

また、世界的な信用リスクの高まりや、金融機関による融資引き締め等により、中小企業を中心に資金繰り不安を抱える企業が増加いたしました。

このような環境下、当社グループの主力サービスである、信用リスク保証サービスは堅調に推移いたしました。相次ぐ大型倒産や、金融機関の融資姿勢厳格化等により、債権の貸倒れリスクをヘッジしたい企業による問合せが増加する一方、当社グループは、審査を厳格化して対応することで、リスク受託の安定化を図って参りました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間における業績は、売上高663,175千円、営業利益132,001千円、経常利益135,636千円、四半期純利益77,451千円となりました。

商品別の業績は次のとおりであります。

事業法人向け保証サービス

事業法人向け保証サービスにおいては、既存契約の更改率が上昇したことや、顧客をセグメント化し、細かい料率設定を行ったことにより、大企業が保有する高額のリスク受託が増加し、その結果、保証残高は拡大いたしました。また、当第2四半期連結会計期間において新たに地方銀行1行との業務提携を行いました。その結果、当該サービスに係る売上高は、627,909千円となりました。

金融法人向け保証サービス

金融法人向け保証サービスにおいては、引き続き様々な金融機関に対し積極的な営業活動を行い、高額な保証契約を締結することができました。その結果、当該サービスに係る売上高は、35,266千円となりました。

(2)財政状態の分析

平成21年3月期が連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期比較は記載しておりません。

資産の部

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、3,763,899千円となりました。

流動資産は、3,166,264千円となりました。主な内訳は、現金及び預金2,734,755千円、未収入金147,338千円、前払費用256,248千円等であります。

固定資産は、597,635千円となりました。主な内訳は投資有価証券492,276千円、敷金50,191千円等であります。

負債の部

負債合計は、1,654,319千円となりました。

流動負債は、1,585,677千円となりました。主な内訳は、前受金1,337,410千円、未払法人税等105,286千円、買掛金71,969千円等であります。

固定負債は、68,641千円となりました。内訳は、長期預り保証金40,000千円、役員退職慰労引当金28,641千円であります。

純資産の部

純資産合計は、2,109,580千円となりました。主な内訳は資本金1,048,575千円、資本剰余金458,575千円、利益剰余金207,239千円等であります。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第1四半期会計期間末と比べ105,737千円減少し、1,034,755千円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は155,568千円となりました。主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益135,121千円および、前受金の増加92,723千円等であります。一方、主な減少要因は、未収入金の増加72,766千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は650,306千円となりました。これは主に定期預金の増加650,000千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は389,000千円となりました。これは、少数株主からの出資受入による収入389,000千円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比べ1,031,373千円減少し、1,034,755千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は229,104千円となりました。主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益222,688千円および、前受金の増加128,338千円等であります。一方、主な減少要因は、未収入金の増加46,585千円および法人税等の支払額113,517千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は1,649,477千円となりました。これは主に定期預金の増加1,150,000千円および投資有価証券の取得による支出491,680千円等に伴うものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は389,000千円となりました。これは少数株主からの出資受入による収入389,000千円であります。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5)研究開発活動

該当事項はありません。

(6)経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く事業環境として、信用リスクの急速な高まりや、株式市況の悪化、さらには金融機関の融資姿勢厳格化等の問題から、今後も中小企業を中心に資金調達環境は悪化すると考えられます。一方で、政府による金融市場に対する公的資金注入等、中小企業保護を考慮した金融安定化策が拡充される動きが見られておりますが、政策の実行には時間を見するものと思われます。

当社グループといたしましては、引き続き、販売チャネルとの連携を強化し、保証対象債権を拡大するとともに、リスクに見合った料率による引受けを通じた低コスト化を進めることで、顧客層の拡大を図ることを基本戦略としてまいります。そしてこの基本戦略のもと、事業法人向け保証サービス、金融法人向け保証サービスの強化に取組むことで信用リスク市場の裾野拡大を図ってまいります。

また、今後も先行き不透明な情勢が続くことが予想されるため、当社グループの体制強化を目的として、既存リスクの入れ替えによるリスクポートフォリオの優良化、多様な情報収集によるリスク分析力強化、顧客のセグメント化による新規優良顧客の獲得に努め、安定したリスク引受を行ってまいります。

こうした取組みにより、まずは、日本国内における当社グループの収益基盤を確立し、今後のアジアへの進出や、流動化先の多様化等の更なる事業展開の拡大を図って参ります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な設備計画の完了はありません。また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更は以下のとおりであります。

会社名 (所在地)	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
		総額	既支払額				
当社本社 (東京都渋谷区)	基幹システム	200,000	-	自己資金	平成19年11月	平成21年9月	業務効率化

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれてありません。

2 基幹システムの機能追加により、当社本社の基幹システムの投資予定額総額は、前事業年度末の計画に比べ46,000千円増加することとなり、完了予定年月は平成21年9月となりました。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,200
計	39,200

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	20,200	20,200	ジャスダック 証券取引所	
計	20,200	20,200		

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年10月31日臨時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	537
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	537(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年11月1日～平成26年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180,000 資本組入額 90,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 株式の数の調整

本新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができる。

2 払込金額の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使に伴うものを除く）を行う場合、次の算式によりその時点における払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額又は} 1 \text{株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 又は 処分する自己株式数}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社はその条件等を勘案の上、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合

取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

定年により、従業員が退職する場合

任期途中で、取締役を退任した場合

従業員が会社都合により退職した場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

(2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。

(3) 1年間に権利行使できる新株予約権の個数は、以下のとおりとする。ただし、1年間に行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/2（役員は1/3）を上限とする。なお、所定の割当個数が10個以下であるときはこの限りでない。

（役員）

平成21年11月1日から平成22年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成22年11月1日から平成23年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

（従業員）

平成20年11月1日から平成21年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成21年11月1日から平成22年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予

約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

(4) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成19年9月25日開催の取締役会決議

第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)	
新株予約権の数(個)	190
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	186,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年6月30日～平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 186,000 資本組入額 93,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \text{1株当たり払込金額又は}}{\text{処分する自己株式数} \times \text{1株当たり処分金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は} \times \text{処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数

とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3 権利行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合
 - 取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
 - 任期途中で、取締役を退任した場合
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。
- (3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記(2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
 - 残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

平成19年9月25日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数（個）	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	60（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	186,000（注）2
新株予約権の行使期間	平成21年6月30日～平成25年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 186,000 資本組入額 93,000
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は } \times \frac{1 \text{株当たり払込金額又は}}{\text{処分する自己株式数}}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 又は 処分する自己株式数}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社従業員及び当社子会社の取締役、監査役、従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること、ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合

取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く。）

定年により、従業員が退職する場合

任期途中で、取締役を退任した場合

従業員が会社都合により退職した場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く。）

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。

(3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額

組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記(2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。

(5) 謹渡による新株予約権の取得の制限

各新株予約権を謹渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

(6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年9月30日		20,200		1,048,575		458,575

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	6,398	31.67
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,914	9.47
株式会社帝国データバンク	東京都港区南青山2丁目5番20号	1,794	8.88
株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ	東京都江東区豊洲3丁目3番3号	1,200	5.94
株式会社ジェーシービー	東京都港区青山5丁目1番22号	1,000	4.95
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	832	4.11
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	800	3.96
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	784	3.88
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	670	3.31
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	500	2.47
計		15,892	78.67

(注) 1 株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1,914株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 832株

2 フォルティス・アセットマネジメント株式会社から、平成20年10月3日付で関東財務局長宛に提出された変更報告書(大量保有報告書)により、平成20年9月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

所有者の氏名 又は名称	住所	所有株式数	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
フォルティス・アセット マネジメント株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番2号	1,173	5.81

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,200	20,200	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	20,200		
総株主の議決権		20,200	

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	218,000	292,000	255,000	221,800	208,000	188,000
最低(円)	175,000	187,000	200,000	180,000	183,000	122,000

(注) 最高・最低株価はジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)より四半期連結財務諸表を作成しているため、以下に掲げる四半期連結貸借対照表については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間末
(平成20年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,734,755
売掛金	6,108
前払費用	1 256,248
繰延税金資産	17,713
未収入金	147,338
その他	4,101
流動資産合計	3,166,264
固定資産	
有形固定資産	2 44,418
無形固定資産	10,442
投資その他の資産	
投資有価証券	492,276
その他	50,497
投資その他の資産合計	542,774
固定資産合計	597,635
資産合計	3,763,899
負債の部	
流動負債	
買掛金	71,969
未払法人税等	105,286
保証履行引当金	72
賞与引当金	22,932
前受金	3 1,337,410
その他	48,006
流動負債合計	1,585,677
固定負債	
役員退職慰労引当金	28,641
長期預り保証金	40,000
固定負債合計	68,641
負債合計	1,654,319

(単位 : 千円)

当第2四半期連結会計期間末
(平成20年9月30日)

純資産の部

株主資本

　　資本金 1,048,575

　　資本剰余金 458,575

　　利益剰余金 207,239

　　株主資本合計 1,714,389

新株予約権 10,734

少数株主持分 384,456

純資産合計 2,109,580

負債純資産合計 3,763,899

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
売上高	1,230,429
売上原価	589,978
売上総利益	640,451
販売費及び一般管理費	423,726
営業利益	216,724
営業外収益	
受取利息	7,470
その他	8
営業外収益合計	7,478
営業外費用	
支払手数料	1,000
営業外費用合計	1,000
経常利益	223,203
特別損失	
固定資産除却損	514
特別損失合計	514
税金等調整前四半期純利益	222,688
法人税等	101,717
少数株主損失()	5,543
四半期純利益	126,514

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日)

売上高	663,175
売上原価	312,530
売上総利益	350,645
販売費及び一般管理費	218,643
営業利益	132,001
営業外収益	
受取利息	4,630
その他	4
営業外収益合計	4,634
営業外費用	
支払手数料	1,000
営業外費用合計	1,000
経常利益	135,636
特別損失	
固定資産除却損	514
特別損失合計	514
税金等調整前四半期純利益	135,121
法人税等	63,213
少数株主損失()	5,543
四半期純利益	77,451

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	222,688
減価償却費	8,187
株式報酬費用	5,367
保証履行引当金の増減額(　は減少)	72
賞与引当金の増減額(　は減少)	7,414
役員退職慰労引当金の増減額(　は減少)	5,745
受取利息	7,470
固定資産除却損	514
売上債権の増減額(　は増加)	3,696
仕入債務の増減額(　は減少)	15,386
前払費用の増減額(　は増加)	14,077
未収入金の増減額(　は増加)	46,585
前受金の増減額(　は減少)	128,338
その他	10,208
小計	339,487
利息の受取額	3,133
法人税等の支払額	113,517
営業活動によるキャッシュ・フロー	229,104
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の増減額(　は増加)	1,150,000
有形固定資産の取得による支出	6,764
無形固定資産の取得による支出	627
投資有価証券の取得による支出	491,680
敷金の差入による支出	406
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,649,477
財務活動によるキャッシュ・フロー	
少数株主からの出資受入による収入	389,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	389,000
現金及び現金同等物の増減額(　は減少)	1,031,373
現金及び現金同等物の期首残高	2,066,129
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,034,755

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成にあたり適用した簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
--

繰延税金資産の算定方法

当社の繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
--

税金費用の計算

当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
1 前払費用	主として当社が再保証委託先に支払う保証料（支払保証料）及び代理店に支払う紹介料（諸手数料）に係わる前払相当額であります。
2 有形固定資産の減価償却累計額	25,645千円
3 前受金	当社が保証契約先から受取る保証料に係わる前受相当額であります。
4 偶発債務	保証債務 94,504,890千円 当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受けを行なっており、上記保証残高は、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。なお、これに係る保証債務のうち93,722,190千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。
5 担保資産	担保に供されている資産について、事業の運営において重要なものであり、かつ、前事業年度末に比べて著しい変動が認められるもの 現金及び預金（定期預金） 100,000千円 投資有価証券（国債） 492,276千円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

販売費及び一般管理費の主なもの

給与手当 151,036千円

賞与引当金繰入額 22,714千円

役員退職慰労引当金繰入額 5,745千円

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

販売費及び一般管理費の主なもの

給与手当 76,018千円

賞与引当金繰入額 9,779千円

役員退職慰労引当金繰入額 3,003千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 2,734,755千円
預入期間が3か月超の定期預金 1,700,000 "
現金及び現金同等物 1,034,755千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	20,200

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当第2四半期 連結会計期間 末残高(千円)
			前事業年度 末	当第2四半 期連結累計 期間増加	当第2四半 期連結累計 期間減少	当第2四半 期連結会計 期間末	
提出会社	ストック・オプ ションとしての 新株予約権						10,734
合計							10,734

(リース取引関係)

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)及び当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりま
りますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められ
ないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

時価のある満期保有目的の債券が、当社グループの事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比べて著しい変動が見られます。

区分	四半期連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
国債・地方債等	492,276	495,300	3,024
計	492,276	495,300	3,024

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

当社グループは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 2,683千円

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

当社及び連結子会社の事業は、信用保証事業ならびにこれらの付帯業務の単一事業であります。従つて、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

海外売上高がないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第 2 四半期連結会計期間末 (平成20年 9月30日)
84,870.77円

2 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益

第 2 四半期連結累計期間

当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1 日 至 平成20年 9月30日)
1 株当たり四半期純利益 6,263.11円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益 6,243.28円

(注) 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1 日 至 平成20年 9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	126,514
普通株式に係る四半期純利益(千円)	126,514
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	20,200
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳 (千円)	
四半期純利益調整額(千円)	
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(株)	64
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	3,834.22円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	3,831.78円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	77,451
普通株式に係る四半期純利益(千円)	77,451
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	20,200
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳 (千円)	
四半期純利益調整額(千円)	
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(株)	13
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかつた潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	第2回ストック・オプション及び第3回ストック・オプション この概要は「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
(新株予約権の発行)	
平成20年6月24日開催の定時株主総会で決議した会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の発行について、平成20年10月16日開催の取締役会において具体的な内容を決議し、平成20年11月1日に発行いたしました。	
なお、平成20年10月16日開催の取締役会において決議した新株予約権の発行に関する具体的な内容は以下のとおりです。	
会社名	提出会社
付与日	平成20年11月1日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
新株予約権の数	200個
株式の種類及び付与数	普通株式 200株 (新株予約権1個につき1株) 対象者別内訳は以下のとおりです。 当社取締役200株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額及び資本組入額	払込金額 1株当たり136,353円 資本組入額 1株当たり68,177円
新株予約権の行使による株式の発行価額の総額	27,270,600円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月11日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 勝 又 三 郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 服 部 一 利 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。